

日行連発第1534号
平成31年3月22日

各単位会長様

日本行政書士会連合会
会長 遠田 和夫
法務業務部
部長 杉山 久美子

テレビ電話方式による定款認証制度について（周知）

「指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令」の改正により、平成31年3月29日から一定の要件を満たす場合には、嘱託人が公証役場に行かなくても、テレビ電話で公証人の本人確認等を得ることにより、認証を受けることが可能となりました。

内容の詳細につきましては、別紙の資料及び日本公証人連合会ホームページ (http://www.koshonin.gr.jp/business/b07_4#newteikan) をご確認ください。なお、手続きの一部については本年9月末までの経過措置（別紙資料3頁参照。）もありますので、ご注意ください。

各単位会におかれましては、会員への周知等にご協力くださるようお願いいたします。

また、要望があれば各地の公証役場が単位会に対し説明を行う旨、日本公証人連合会から伺っております。

別紙：（日本公証人連合会作成）テレビ電話による電子定款等の認証手続きについて（士業者方への説明メモ）

※日行連ホームページの会員専用サイト（連 con）でも周知いたします。

以上